

『福島県建設業ゼロ災宣言運動 2026』実施要領

1 目的

福島県内建設業の労働災害死傷者数の縮減を図るため、労働災害防止キャンペーンとして、職場や工事現場で発生する労働災害や熱中症による健康障害等を一定期間中に「災害件数ゼロ」を目標とすることで、安全を維持する活動の定着を目的とし、災害防止に関する習慣や、より高い安全意識の高揚を図り、労使一丸となって労働災害の防止に努める。

2 主催者

建設業労働災害防止協会福島県支部

3 後援

福島労働局及び県下労働基準監督署

4 実施対象

建設業労働災害防止協会福島県支部会員

5 期 間

参加申込期間	令和8年6月1日～令和8年6月25日
取組期間	令和8年7月1日～令和8年12月31日
結果報告期間	令和9年1月1日～令和9年1月31日

6 主催者の取組事項

- (1) 会員に対する周知・啓発
- (2) 「ゼロ災宣言運動」取組の外部への周知・広報
- (3) 「ゼロ災宣言運動」実施企業の集約及びHPでの取組公表
- (4) 宣言書様式、ステッカー等物品の調達・配布

7 実施主体の取組事項

- (1) 参加企業代表者によるゼロ災宣言
上記取組期間の災害件数の0（ゼロ）を達成すべく、参加企業の代表者による「ゼロ災宣言」を取組期間の早期に行い、社内及び現場掲示板において広く周知する。（様式は添付参照）

(2) 参加企業の現場代理人によるゼロ災宣言

取組期間内に稼働している代表的な現場において現場代理人が「ゼロ災宣言」を作成し、各作業場入口等、朝礼場所、作業車、休憩所等の目のつきやすい場所に掲示する。(様式は添付参照)

更に、現場の実情に応じた宣言も追加する。

8 ゼロ災宣言に係る留意事項

企業代表者によるゼロ災宣言の項目は、これまでの企業の実績課題等を勘案して決定する。

また、現場代理人におけるゼロ災宣言の項目は、事故の型別で多い「転倒防止対策」、「墜落・転落災害防止対策」、「熱中症対策」、「建設機械との接触防止」等、現場の実情に応じ決定する。

9 参加手続き

参加を希望する企業は、建災防福島県支部ホームページ内の専用フォームから参加申込期間内に参加申込書(様式1号)及び宣言書をダウンロードし、企業代表者による安全の決意表明「ゼロ災宣言」を行い、労働者に周知した上で、企業代表者による「ゼロ災宣言」の写しを添えて、建災防福島県支部にエクセルデータでメール(info@kensaibou-fukushima.jp)する。

なお、参加希望した会社に対し建災防福島県支部より物品を無料で郵送する。

また、物品を追加希望する場合は有料で郵送する。

※物品に限りがあるので、早めに注文をすること。

(物品の在庫が無くなり次第、追加注文を終了しますので予めご了承ください)

10 結果報告手続き及び達成証の交付

参加企業が期間中において1日以上労働災害を発生させなかった場合に、ゼロ災達成とする。

参加企業は、建災防福島県支部ホームページ内の専用フォームから結果報告書(様式2号)をダウンロードし、結果報告期間内に建災防福島県支部にメールする。

結果報告のあった企業については達成証を交付する。

11 その他

ゼロ災を達成した企業は、建災防福島県支部のホームページにおいて公表する。